

(6) 応募資格の異なる都立高等学校 * 出願手続等の詳しい内容については、各都立高校の募集要項等で確認してください。

募集の種類	応募資格等
<p>国際バカロレアコース 4月入学生徒の入試</p> <p>・ 国際高校</p>	<p>次の1又は2に該当し、国際バカロレアコースを第1志望とする者としします。</p> <p>1 日本人生徒募集 日本国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（14ページ参照）に該当し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者</p> <p>2 外国人生徒募集 外国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格（14ページ参照）に該当し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者</p> <p>※ 上記1及び2において、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです。）。</p> <p>なお、上記1の日本人生徒募集では、現地校又は日本人学校を卒業する見込みの者又は卒業した者で海外に在住している者について、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。検査内容等は、英語運用能力検査、数学活用能力検査、小論文、個人面接及び調査書です。詳細については、54ページを参照してください。</p>
<p>国際バカロレアコース 9月入学生徒の入試</p> <p>・ 国際高校</p>	<p>平成19年4月1日以前に出生した者で、次の1又は2に該当し、国際バカロレアコースを第1志望とする者としします。</p> <p>なお、既に実施された令和4年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。</p> <p>1 日本人生徒募集 日本国籍を有し、次の(1)及び(2)に該当する者</p> <p>(1) 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、現地校を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者</p> <p>2 外国人生徒募集 外国籍を有し、次の(1)及び(2)に該当する者</p> <p>(1) 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のア又はイのどちらかに該当する者</p> <p>ア 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>イ 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです。）。</p> <p>※ 上記1及び2において、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです。）。</p> <p>なお、上記1の日本人生徒募集では、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。検査内容等は、英語運用能力検査、数学活用能力検査、小論文、個人面接及び調査書です。詳細については、54ページを参照してください。</p>
<p>チャレンジスクール</p> <p>・ 六本木高校 ・ 大江戸高校 ・ 世田谷泉高校 ・ 稔ヶ丘高校 ・ 桐ヶ丘高校 ・ 小台橋高校 ・ 八王子拓真高校 (チャレンジ枠)</p>	<p>1 第1学年相当 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（14ページ参照）を有する者又は同資格を有する高校等中途退学者で、令和3年12月までの高等学校における修得単位数が18単位以下の者</p> <p>2 第2学年相当以上 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格（14ページ参照）を有する高校等中途退学者で、在学していた期間が1年以上、かつ、令和3年12月までの高校における修得単位数が19単位以上の者 検査内容は、面接及び作文です。</p>

<p>定時制単位制高校 (チャレンジスクールを除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一橋高校 ・ 新宿山吹高校 ・ 浅草高校 ・ 六郷工科高校 ・ 荻窪高校 ・ 飛鳥高校 ・ 板橋有徳高校 ・ 八王子拓真高校 (一般枠) ・ 砂川高校 ・ 青梅総合高校 ・ 東久留米総合高校 	<p>1 第1学年相当 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格(14ページ参照)を有する者又は同資格を有する高校等中途退学者で、令和3年12月までの高校における修得単位数が18単位以下の者</p> <p>2 第2学年相当以上 第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格(14ページ参照)を有する高校等中途退学者で、在学していた期間が1年以上、かつ、令和3年12月までの高校における修得単位数が19単位以上の者</p> <p>学力検査の教科は、国語、数学、外国語(英語)、社会及び理科の5教科の中から、3教科以上を各都立高校が定めます。また、面接又は作文を実施する学校があります。</p> <p>なお、六郷工科高校、飛鳥高校、板橋有徳高校、青梅総合高校及び東久留米総合高校では、第2学年相当以上の募集を行いません。</p>
<p>海外帰国生徒対象 4月入学生徒の入試</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三田高校 ・ 竹早高校 ・ 日野台高校 ・ 国際高校 	<p>日本国籍を有し、第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格(14ページ参照)に該当する者のうち、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成19年4月1日以前に出生した者で、かつ、次の1及び2に該当する者とします。</p> <p>1 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者も含まれます。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。)</p> <p>2 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、入学後も引き続き都内から通学する者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 保護者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方で構いません。以下(2)、(3)において同じです。)に伴った外国における連続した在学期間が2年以上3年未満の者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。)で、入学日現在当該海外在学期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在学期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和3年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在学期間終了後1年以内とみなします。</p> <p>(2) 保護者に伴った外国における連続した在学期間が3年以上4年未満の者(連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。)で、入学日現在当該海外在学期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在学期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和2年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在学期間終了後2年以内とみなします。</p> <p>(3) 保護者に伴った外国における連続した在学期間が4年以上の者(連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含みます。)で、入学日現在当該海外在学期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在学期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が平成31年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在学期間終了後3年以内とみなします。</p> <p>また、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。 ・ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。 <p>検査内容は、国語(作文を含みます。)、数学、外国語(英語)及び面接です。</p> <p>(国際高校の現地校出身者対象の検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。)</p>
<p>海外帰国生徒対象 9月入学生徒の入試 (現地校出身者対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三田高校 ・ 竹早高校 ・ 日野台高校 ・ 国際高校 	<p>日本国籍を有し、次の1から3までの全てに該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とします。</p> <p>なお、既に実施された令和4年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。</p> <p>1 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>2 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者も含まれます。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限ります。)</p> <p>3 保護者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方で構いません。)に伴った外国における連続した在学期間が2年以上の者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含みます。)で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含まれます。</p> <p>(1) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。</p> <p>(2) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学</p>

	<p>後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。</p> <p>検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。</p>
<p>在京外国人生徒対象 4月入学生徒の入試</p> <p>・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 六郷工科高校 ・ 杉並総合高校 ・ 国際高校</p>	<p>外国籍を有し、次の1及び2に該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とします。</p> <p>1 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者</p> <p>(1) 令和4年3月31日までに、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 令和4年3月31日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(3) 令和4年3月31日までに、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者。ただし、入学日現在入国後3年を超える者のうち、入国日が平成31年3月1日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在3年以内とみなします。</p> <p>2 第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格(14ページ参照)に該当する者</p> <p>検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。</p>
<p>在京外国人生徒対象 9月入学生徒の入試</p> <p>・ 竹台高校 ・ 田柄高校 ・ 南葛飾高校 ・ 府中西高校 ・ 飛鳥高校 ・ 国際高校</p>	<p>外国籍を有し、次の1及び2に該当する者で、平成19年4月1日以前に出生した者とします。</p> <p>なお、既に実施された令和4年度東京都立高校入試に応募した者の出願は認めません。</p> <p>1 高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)又は(2)のどちらかに該当する者</p> <p>(1) 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>2 保護者ととも都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者</p> <p>なお、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです)。</p> <p>検査内容は、作文及び面接です。言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができます。</p>
<p>引揚生徒対象</p> <p>・ 深川高校 ・ 光丘高校 ・ 富士森高校</p>	<p>第一次募集・分割前期募集における都立高校の全日制の応募資格(14ページ参照)を有し、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成19年4月1日以前に出生した者で、かつ、次の1及び2に該当する者とします。</p> <p>1 保護者が引揚者である者(保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が引揚者である場合を含みます。)のうち、保護者ととも都内に住所を有する者又は入学日までに都内に住所を有することが確実で、入学後も引き続き都内から通学する者</p> <p>なお、保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです)。</p> <p>さらに、令和4年3月に中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者である場合、引揚げ後に原則として小学校第4学年以上の学年に入学した者とします。</p> <p>なお、引揚者とは、終戦前(昭和20年9月2日以前をいいます。)から引き続き外国に居住していた者(これらの者を両親として終戦後外国において出生した者を含みます。)で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国した者をいいます。</p> <p>2 以前に、この引揚生徒対象の入試により入学したことがない者</p> <p>検査内容は、作文及び面接です。</p>
<p>通 信 制</p> <p>・ 一橋高校 ・ 新宿山吹高校 ・ 砂川高校</p>	<p>以下に該当し、かつ、当該都立高校が実施する面接指導(スクーリング)に対応(出席)可能な者とします。</p> <p>1 第1学年相当</p> <p>第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格(14ページ参照)を有する者、同資格を有する高校等中途退学者又は高校在籍中の者で、高校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以下の者</p> <p>2 第2学年相当以上</p> <p>第一次募集・分割前期募集の定時制の応募資格(14ページ参照)を有する高校等中途退学者又は高校在籍中の者で、在籍していた期間が1年以上、かつ、高校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以上の者</p> <p>検査内容については、66ページを参照してください。</p>
<p>保護者の転勤等に伴う 4月入学者募集</p>	<p>保護者の転勤等に伴い、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者で、令和4年度の道府県等の国公立私立高校全日制の入試に合格している者及び中等教育学校後期課程に進級見込みの者が応募可能です。</p> <p>検査内容は、国語、数学、外国語(英語)及び面接です。</p>